特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
杵築市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分県杵築市長

公表日
令和5年3月6日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に従い、国民健康保険税に係る以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 ①課税標準の算定に係る事務 ②賦課決定に係る事務 ③納税の告知に係る事務 ④国民健康保険税の課税の特例（非自発的失業者に係る保険料の軽減）に係る事務 ⑤国民健康保険税の特別徴収に係る事務 ⑥国民健康保険税の減免に係る事務
③システムの名称	Acrocity（国民健康保険税、行政基本） MICJET番号連携サーバ 中間サーバー 国民健康保険事務処理標準システム

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険税情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)（平成25年法律第27号） 第9条第1項及び別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府総務省令第5号）第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）第20条第1号、第19号、第20号、第21号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　〒873－0001　大分県杵築市大字杵築377番地1　℡0978－62－1801

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課　〒873－0001　大分県杵築市大字杵築377番地1　℡0978－62－1805

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	Ⅰ関連情報1. ②事務の概要	地方税法等及び国民健康保険法の規定に従い、国民健康保険税に係る以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 ①課税標準の決定又は更正に係る事務 ②税額の決定又は更正、賦課決定に係る事務 ③納税の告知に係る事務 ④国民健康保険税の課税の特例（非自発的失業者に係る保険料の軽減）に係る事務 ⑤国民健康保険税の特別徴収に係る事務 ⑥国民健康保険税の減免に係る事務	地方税法等及び国民健康保険法の規定に従い、国民健康保険税に係る以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 ①課税標準の算定に係る事務 ②賦課決定に係る事務 ③納税の告知に係る事務 ④国民健康保険税の課税の特例（非自発的失業者に係る保険料の軽減）に係る事務 ⑤国民健康保険税の特別徴収に係る事務 ⑥国民健康保険税の減免に係る事務	事後	
平成29年7月20日	Ⅰ関連情報3. 個人番号の利用　法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)（平成25年法律第27号） 第9条第1項及び別表第一の16、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府総務省令第5号） 第16条、第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)（平成25年法律第27号） 第9条第1項及び別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府総務省令第5号） 第16条	事後	
平成29年7月20日	Ⅰ関連情報4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の46項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27、42、45項 別表第二主務省令 第20条、第25条	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 別表第二主務省令 第20条	事後	
平成29年7月20日	Ⅰ関連情報5. ②所属長	税務課長	税務課長　篠田　邦昭	事後	
平成29年7月20日	Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成27年3月31日	平成29年3月31日	事後	
平成29年7月20日	Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成27年3月31日	平成29年3月31日	事後	
平成30年9月27日	Ⅰ関連情報1. ③システムの名称	Acrocity国民健康保険税 MICJET番号連携サーバ 中間サーバー	Acrocity（国民健康保険税、行政基本） MICJET番号連携サーバ 中間サーバー	事後	
平成30年9月27日	Ⅰ関連情報4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 別表第二主務省令第20条	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）第20条	事後	
平成30年9月27日	Ⅰ関連情報5. ②所属長の役職名	税務課長　篠田　邦昭	税務課長	事後	
平成30年9月27日	Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成29年3月31日	平成30年4月1日	事後	
平成30年9月27日	Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成29年3月31日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ関連情報4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）第20条	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）第20条第8号及び第9号	事後	記載漏れ修正
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策	ー	新様式による追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月6日	Ⅰ関連情報4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）第20条第8号及び第9号	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）第20条第9号及び第10号	事後	
令和1年12月6日	Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和1年10月1日	事後	
令和1年12月6日	Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和1年10月1日	事後	
令和2年11月17日	Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	令和1年10月1日	令和2年10月1日	事後	
令和2年11月17日	Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和1年10月1日	令和2年10月1日	事後	
令和2年11月17日	Ⅳリスク対策8. 監査　実施の有無	[〇]外部監査	[　]外部監査	事後	
令和3年11月26日	Ⅰ関連情報1. ③システムの名称	Acrocity（国民健康保険税、行政基本） MICJET番号連携サーバ 中間サーバー	Acrocity（国民健康保険税、行政基本） MICJET番号連携サーバ 中間サーバー 国民健康保険事務処理標準システム	事前	
令和3年11月26日	Ⅰ関連情報4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）第20条第9号及び第10号	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）第20条第10号及び第11号	事後	
令和3年11月26日	Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年9月1日	事後	
令和3年11月26日	Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年9月1日	事後	
令和5年3月6日	Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	令和3年9月1日	令和4年10月1日	事後	
令和5年3月6日	Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和3年9月1日	令和4年10月1日	事後	
令和5年3月6日	Ⅰ関連情報4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）第20条第10号及び第11号	【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）第20条第1号、第19号、第20号、第21号	事後	
令和5年3月6日	Ⅳリスク対策8. 監査　実施の有無	[　]外部監査	[〇]外部監査	事後	